



# US Topics

June 18, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## ■ 目次

FASB がFAS 140 / FIN 46(R)の最終修正を公表

その他のFASB関連記事

オルタナティブ投資の公正価値に関するFASB案についてのPwC DataLine

PwCがパススルー・エンティティおよび非営利組織のためのFIN 48の修正案に関するコメントを公表

PwCが不正行為に関するASBの再起草された基準案に対する全面的な支持を表明

PwCが補足情報に関するASBの基準案に対するコメントを公表

SECが取締役選任のための委任状ルールの変更案を公表

SECが登録会計事務所に関するPCAOB規則案に対するコメントを募集

---

## ■ FASB がFAS 140 / FIN 46(R)の最終修正を公表

先週、米国財務会計基準審議会(FASB)は、変動持分事業体の連結および金融資産の譲渡に関する既存のガイダンスを修正する二つの最終会計基準を公表しました。これらの新基準は、経済悪化に関連する事象によって最近浮き彫りとなった、会計モデルの欠陥への対応として作成されたものです。これらの基準は相互に連携し、現在は連結除外となっているオフバランス・シート・ビークルの可視性を向上させ、金融資産の譲渡を売却もしくは担保付借入のいずれかとして会計処理することに関する実務上の問題に対応することが意図されています。

新基準は2009年11月15日より後に開始する最初の会計年度およびその年度内の期中期間から適用となり、早期適用は禁止されています。以下は各基準の概要です。プライスウォーターハウスクーパース(PwC)は最も重要な修正内容を取り上げ、財務報告上の検討事項に関連する洞察を提供するDataLineを作成しています。

**FASB基準書第166号「金融資産の譲渡に関する会計処理 – FASB基準書第140号の修正」(FAS 166):** この修正には、(1) 適格特別目的事業体概念の廃止、(2) 金融資産の一部の譲渡が売却処理に適格となるために満たさなければならない、新しい会計単位の定義、(3) 譲渡を売却として会計処理するための認識中止基準の明確化と変更、(4) 受益権が譲渡人によって受け取られた場合の、売却として会計処理された金融資産の譲渡について認識した損益額の変更、(5) 広範な新しい開示要件、他が含まれています。

▼ FAS 166 の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175819035861&blobheader=application%2Fpdf>

▼ CFOdirect Network のメンバーは、DataLine 2009-29 の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7T3RFE&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

- **FASB基準書第167号「変動持分事業体の連結 – FIN 46(R)の修正 (FAS 167):** この修正には、(1) 適格特別目的事業体の例外規定の廃止、(2) 変動持分事業体を連結すべき主体を判断するための新アプローチ、(3) 変動持分事業体を連結すべき主体について再評価が必要となる場合の変更、他が含まれています。

▼ FAS 167 の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175819035883&blobheader=application%2Fpdf>

▼ CFOdirect Network のメンバーは、DataLine 2009-30 の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpif?ContentCode=AALN-7T5G22&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content&ContentCode=Content>

---

## ■ その他のFASB関連記事

**会議の概要:** FASBは6月17日の会議でリースについて議論を行いました。  
[http://fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FActionAlertPage&cid=1176156251923](http://fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156251923)

**次の公開会議:** FASBは6月24日水曜日に会議を開催予定です。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。  
<http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1218220079452>

**プロジェクトの概要:** FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- FAS 133 適用上の問題 C22—組込クレジット・デリバティブの適用除外  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889537](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889537)
- FIN 46(R)の再検討  
[http://www.fasb.org/reconsideration\\_fin46r.shtml](http://www.fasb.org/reconsideration_fin46r.shtml)
- 収益認識  
[http://www.fasb.org/revenue\\_recognition.shtml](http://www.fasb.org/revenue_recognition.shtml)
- FAS 144—廃止事業のレポートニング  
[http://www.fasb.org/discontinued\\_operations.shtml](http://www.fasb.org/discontinued_operations.shtml)
- 資本的性質を有する金融商品  
[http://www.fasb.org/fi\\_with\\_characteristics\\_of\\_equity.shtml](http://www.fasb.org/fi_with_characteristics_of_equity.shtml)
- FAS 157—オルタナティブ投資に対する持分への公正価値の適用  
[http://www.fasb.org/fas157\\_applying\\_fv\\_to\\_interests\\_in\\_alternative\\_investments.shtml](http://www.fasb.org/fas157_applying_fv_to_interests_in_alternative_investments.shtml)

---

## ■ オルタナティブ投資の公正価値に関するFASB案についてのPwC DataLine

先週、FASBは、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、不動産ファンド、ベンチャー・キャピタル・ファンド、オフショア・ファンド・ビークル、ファンズ・オブ・ファンズに対する持分等のオルタナティブ投資の公正価値測定に関する問題への対応をその目的とする、FASB職員意見書(FSP) 草案No. FAS 157-g へのパブリック・コメント募集を公表しました。特に、買戻制限やキャピタル・コミットメント等の特定の条項を反映するために、投資の純資産価値(NAV; Net Asset Value)の適切な調整方法に関する問題に対応することを意図しています。このFSP案では、報告事業体が、特定の条件を満たせば、適用範囲内のオルタナティブ投資の公正価値の見積りに追加的な調整を行うことなしにNAVを使用することを認められることとなります。また、財務諸表利用者が投資の性質とリスクを理解しやすくなるような新しい開示が義務付けられることとなります。DataLine 2009-28では、PwCはこのFASB案の主要側面が取り上げています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、このDataLine の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpif?ContentCode=AALN-7SWU7E&ContentType=Content>

## ■ PwCがパススルー・エンティティおよび非営利組織のためのFIN 48の修正案に関するコメントを公表

PwCは、FSP草案 FIN 48-d「パススルー・エンティティおよび非課税の非営利組織のための適用ガイダンスおよび非公開企業のための開示の修正」に関するコメントレターを提出しました。PwCは、FIN 48「法人所得税の不確実性」の適用における明確性の向上と一貫性の促進というFASBの目的を支持し、このFSP案に記述されている原則ベース・アプローチに賛同しています。PwCは、このFSP案の適用範囲から見て、ある税金が法人所得税に該当するかどうかの検討を除外するというFASBの決定に賛同する一方で、このトピックが実務上の課題を提供し続けるものであるため、後日FASBによってさらに検討が行われるべきだと考えています。

▼ CFOdirect Network のメンバーはこのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7T3V9K&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content&ContentId=Content>

---

## ■ PwCが不正行為に関するASBの再起草された基準案に対する全面的な支持を表明

PwCは、監査基準書(SAS)草案「財務諸表監査における不正行為の検討」に関するAICPAの監査基準審議会(ASB)に対しコメントレターを提出しました。このSAS草案は、国際監査基準第240号(再起草)「財務諸表の監査における不正行為に関する監査人の責任」とのコンバージェンスを達成し、かつASBの明瞭性を確保するための作成規約を適用するためにSAS第99号を再起草したものです。PwCはこのSAS案の公表を支持しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーはこのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7T5K47&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content&ContentId=Content>

---

## ■ PwCが補足情報に関するASBの基準案に対するコメントを公表

PwCは補足情報に関連する以下のSAS草案について、ASBにコメントレターを提出しました。

- 必須補足情報
- 監査済財務諸表を含む文書の中のその他の情報
- 財務諸表全体に関連するその他の情報

PwCはこれらのSAS草案の改訂、特に、監査人がどのような状況に適用すべきかを理解できるように、適用範囲を明確化し、また、「必須補足情報」および「財務諸表全体に関連するその他の情報」の中のレポート・ガイダンスを改訂することを推奨しています。全般として、PwCは、これらのSAS草案は、監査基準書(SAS)の明瞭化および国際監査・保証基準審議会の対応する国際監査基準(ISA)との必要に応じたコンバージェンスというASBの目的と合致するものだと考えています。

これらのSAS草案は、SAS第8号「監査済財務諸表を含む文書の中のその他の情報」、SAS第29号「監査人が提出した文書に含まれる基本財務諸表に付随する情報に関する報告」、およびSAS第52号「監査基準に関する総括的声明―『必須補足情報』」に代替することになります。

▼ CFOdirect Network のメンバーはこのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7T5K7U&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

## ■ SECが取締役選任のための委任状ルールの変更案を公表

米国証券取引委員会(SEC)は最近、株主による企業の取締役選任を容易にすることを目的とした、委任状に関する一連の連邦法の修正案を公表しました。この規則案によれば、持株基準を満たした株主は、取締役選定の際に限られた数の取締役候補者を指名し、その候補者を委任状に記載させることができます(適用される州法あるいは定款が株主の候補者指名を禁じている場合を除く)。また、この修正案は、取締役の選定に関連する株主提案を排除することを企業に認めた、委任状規則の中の「選定排除」条項を制限こととなります。この規則修正案に対するコメント募集は8月17日まで。

▼ この規則案の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://sec.gov/rules/proposed/2009/33-9046.pdf>

---

## ■ SECが登録会計事務所に関するPCAOB規則案に対するコメントを募集

SECは、以下の公開企業会計監視委員会(PCAOB)規則案に対するコメント募集の告知を公表しました。これらの規則案の発効にはSECの承認が必要となります。

- **登録会計事務所による年次報告および特別報告に関するPCAOB規則案** — 2008年6月、PCAOBは以下の2つの種類の報告義務を求める規則を承認しました。
  - (1) 各登録事務所は、当該事務所および発行体に関連する最近12カ月間の業務に関する情報(発行した監査報告書に関する情報、特定のフィーに関する情報を含む)を毎年提供しなければならない。
  - (2) 名称および連絡先の変更、当該事務所に対する法的・行政・懲戒手続等の特定の事象に関してはその発生から30日以内に報告しなければならない。  
<http://sec.gov/rules/pcaob/2009/34-60107.pdf>
- **前身である会計事務所の登録ステータスに関するPCAOB規則案** — 2008年7月、PCAOBは、会計事務所が特定の状況を受けて前身である会計事務所の登録ステータスを承継することを認められる場合に関する基準を設定する規則および対応方法について承認しました。新規則は、法的形態に変更があった場合に、監査事務所がPCAOBへの登録ステータスが途切れることなく業務を継続できるようにすることをその目的としています。  
<http://sec.gov/rules/pcaob/2009/34-60108.pdf>

上記2つの草案に対するコメント募集期限は、官報掲載後30日間となります。

---

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.